

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

コンプライアンス基本方針

東海労働金庫は、安心して取引できる金融機関としてお客さまから揺るぎない信頼をいただくため、公共的使命と社会的責任を常に自覚するとともに、コンプライアンスの確立を最重要課題の一つに位置付け、不断的努力により以下の事項に取り組めます。

- 1 「健全・安心・貢献」を経営理念とする働く人の協同組織福祉金融機関として、人権、人格を尊重し、地域社会との調和を図ります。
- 2 あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、正しい意思決定・行動に基づく健全かつ適切な業務運営の遂行に努めます。
- 3 お客様とのコミュニケーションを十分に図り、お客様のニーズに適した商品・金融サービスを提供し、お客様の満足と支持をいただけるよう努めます。
- 4 適時・適切な情報開示を行うことにより、経営の透明性を確保します。
- 5 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、確固たる信念をもってこれを排除します。

コンプライアンス・プログラム

当金庫では、コンプライアンスを確保するための基本方針を理事会で制定するとともに、役職員一人ひとりのコンプライアンスに対する意識の醸成、ならびに、コンプライアンス態勢のさらなる強化・充実に向け、毎年度、その具体的な実践計画として、「コンプライアンス・プログラム」を理事会にて策定し、それに基づいて全役職員へのコンプライアンスの浸透・徹底を図っています。

コンプライアンス・マニュアル

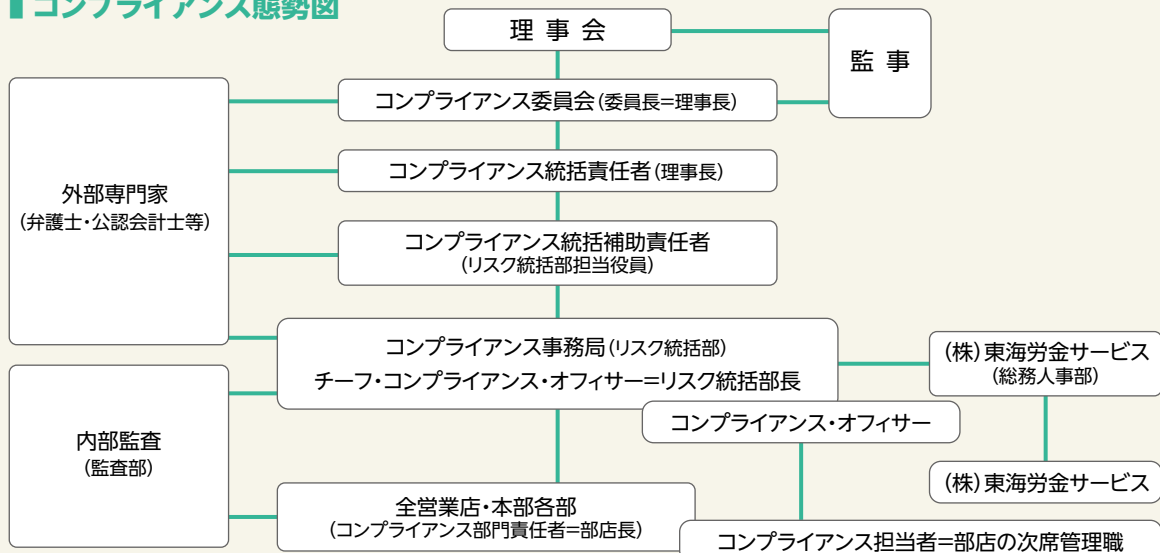
当金庫では、法令等遵守とコンプライアンス態勢の徹底のため、理事会承認手続を経て「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員に配付しています。

「コンプライアンス・マニュアル」には、「東海労働金庫倫理憲章」や「倫理綱領」、「役職員の行動規範」、「遵守すべき法令等」等を収めるとともに、違反行為等を発見した場合の対処方法(コンプライアンス・ホットライン制度の利用方法)等を記載しています。

コンプライアンス・ホットライン

当金庫では、コンプライアンス上の問題を早期に把握し、自浄能力の発揮による是正につなげるため、内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を設置しています。グループ子会社の役職員等も本制度を利用可能とし、金庫外の弁護士を受付窓口とする等、本制度の実効性の確保に努めております。また、通報を行ったことを理由として、通報者が不利益な取り扱いを受けることがない旨を規程等に定めるとともに、職員に研修等で周知しています。

コンプライアンス態勢図



反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分に認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

- 1 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
- 2 反社会的勢力による被害を防止するために、一元的な管理態勢を構築するとともに、規程等を整備し、全役職員に周知徹底します。
- 3 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切関係もちません。
- 4 反社会的勢力に対して、資金提供・裏取引および不適切な便宜供与等は絶対に行いません。
- 5 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固拒絶し、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じます。
- 6 反社会的勢力からの不当要求に対処するため、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築します。

預金のセキュリティ向上への取り組みと対応

1 盗難・偽造キャッシュカードによる不正払戻し被害防止への取り組み

当金庫では、ATMによる暗証番号変更のお取り扱い、1日あたりのATM利用限度額をお客さまのご希望により変更できるシステムの導入、ICキャッシュカード(磁気ストライプ併用)の導入、ATM異常取引検知システムの導入等、お客さまに安心してご利用いただけるよう様々な対策を行っています。

2 インターネット・バンキング不正利用防止への取り組み

当金庫では、個人・法人のお客さまに安心してインターネット・バンキングをご利用いただくため、「暗号化方式の採用」「追加認証」「ワンタイムパスワードの活用」「パスワード生成機の配付(法人IBのみ)」「EV SSL証明書の採用」等の対策をとっています。

3 盗難通帳、インターネット・バンキングによる預金等の不正な払戻しへの対応について

当金庫は、個人のお客さまがご自身の責任によらず盗難通帳、盗難・偽造カードやインターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しの被害に遭われた場合は、当金庫に過失がない場合でも、被害の補償を行います。
※個別の事案により、被害の補償対象外となる場合および補償額の一部減額となる場合があります。

4 振り込み詐欺対策と対応

当金庫では、振り込み詐欺対策として、注意を促すポスターやステッカーをATMコーナーに掲示し、職員による注意の呼びかけ等を行うとともに、「自己宛小切手(ご高齢者は発行手数料免除)」のご利用をお勧めしております。さらに、ATMコーナー(一部企業内ATMを除く)内で、お客さまが携帯電話で通話をしながらATMを使用されると、音声や光で注意の呼びかけを行う「携帯電話感受装置」を設置しております。

なお、当金庫では、被害者救済を趣旨とする振り込み詐欺救済法(正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」)に基づき、振り込み詐欺等の犯罪被害金を当金庫の口座に振り込まれた方からのご照会をお受けしています。

詳しくは、各営業店または東海ろうきんお客さまセンター ☎ 0120-226616 にお問い合わせください。